

## 一般質問等での議場内へのパネル等の持ち込みに関する留意点について

議場内へのパネル等の持ち込みにつきましては、議長の許可を得て（かすみがうら市議会先例集 163）、わかりやすい一般質問等のための用に供していただいております。

最近、実物のパネル等でなく『画像データのみ』の活用が多いことから、①パネル等及び画像データを提示した場合と②画像データのみを提示した場合とでは、いくつか異なる点がありますので整理させていただきます。

### ①パネル等及び画像データを提示した場合

#### ○表示される場所

パネル等：インターネット映像、議場内傍聴者

画像データ：議場内画像

#### ○操作展開

実物のパネル等を用いて説明している状況から、質問者が示している画像データを“補助的に”操作し、表示します。

### ②画像データのみを提示した場合

#### ○表示される場所

画像データ：議場内画像

\* iPadに表示される画像データはインターネット映像には映りません。

#### ○操作展開

質問者が意図した画面を的確に表示・展開できないことから、質問者自身によって展開いただきます。

※会議録は資料を添付していないことから、お示している内容を適宜ご説明いただくことが適当と思われま

【参考】かすみがうら市議会先例集（令和6年2月）

163 パネル等の持ち込み

質問又は議案等の質疑において発言を補完するために議場に持ち込んで使用するパネル、写真その他の物品については、議長の許可を得る。